

新発田市長

調整給付金（不足額給付分）支給決定通知書

※ 調整給付金(不足額給付分)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)注 の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注: 調整給付金(当初給付分)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

調整給付金（不足額給付分）支給確認書により申請のありました給付金について、次のとおり支給を決定しましたので通知します。

記

支給方法

調整給付金(不足額給付分)支給確認書で指定があった受取口座に振り込みます。

支給額		
振込予定日	令和 年 月 日	
振込口座	金融機関	
	支店	
	口座種別	
	口座名義(カナ)	
	口座番号	

調整給付金（不足額給付分）の支給額及び算出式

令和7年の所要額	令和6年分 所得税分の 控除不足額 ①	令和6年度分 住民税所得割分の 控除不足額 ②	控除不足額計 ③ ①+②
	円	円	円
	注)「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。		令和7年の所要額 ④ (上記③を1万円単位に切上げ)
			万円
支給額	令和7年の 所要額 ④	調整給付金（当初給付分） 支給額（令和6年）	調整給付金（不足額給付分） 支給額
	万円	万円	万円
	注) 調整給付金（当初給付分）の受給辞退があった場合は、「支給所要額」を記載しています。		

【問合せ先】 新発田市役所 税務課 市民税係
〒957-8686 新発田市中央町3丁目3番3号
電話 0254-28-9321(市民税係直通)